

第1章 計画の基本的事項

第1節 趣旨及び目的

県では、山口県循環型社会形成推進条例¹（以下「循環条例」という。）第8条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定に基づいて、令和3（2021）年3月に「山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）」（計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）を策定し、本県における循環型社会²の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

また、令和4（2022）年12月に策定した県の総合計画である「やまぐち未来維新プラン³」では、「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現を目指し、20の維新プロジェクトのうち、「次代につなげる持続可能な社会づくり推進プロジェクト」を掲げ、循環型社会の形成の推進に積極的に取り組んでいます。

一方で、世界に目を向けると、平成27（2015）年9月の国連総会で採択された持続可能な開発のための目標（SDGs）⁴に加え、令和元（2019）年6月のG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。また、国内では令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略⁵」が策定され、令和2（2020）年10月には「2050年カーボンニュートラル宣言⁶」がなされるなど循環型社会の形成を推進する機運が国内外で高まっています。

また国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、令和6（2024）年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」（以下「国の循環計画」という。）を策定し、サーキュラーエコノミー⁷（循環経済）への移行による循環型社会形成を目指した、総合的な施策を実行することとしています。

こうした中、県は「やまぐち未来維新プラン」との整合を図りつつ、国の循環計画や県の環境基本計画等を踏まえ、「山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）」を基に「山口県循環型社会形成推進基本計画（第5次計画）」を策定することとしました。

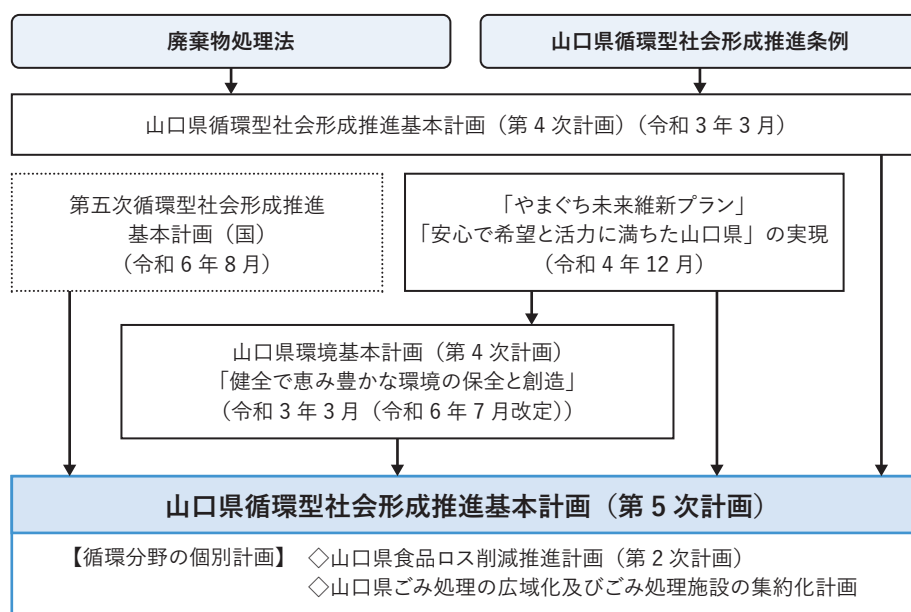


図 1-1-1 本計画の相関図

表 1-1-1 国内外の主な資源循環分野に係る動向

年	世界の動向	国内の動向
2015 (平成 27)	国連持続可能な開発サミット「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択 目標 12「つくる責任 つかう責任」等、循環型社会形成に関連する目標を設定 G7 エルマウ・サミット首脳宣言 海洋ごみが世界的課題であることを政策レベルで提起	
2016 (平成 28)	G7 富山環境大臣会合「富山物質循環フレームワーク」の採択 資源効率性・3R に関する野心的な世界目標を設定	
2017 (平成 29)		
2018 (平成 30)		第四次循環型社会形成推進基本計画の策定 環境・経済・社会の統合的向上、地域循環共生圏の構築を推進
2019 (令和元)	G20 大阪サミット「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有 2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す	食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）の施行 国・地方公共団体等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進 プラスチック資源循環戦略の策定 3R+ Renewable⁸（再生可能資源への代替）を基本原則とし、マイルストーンを設定
2020 (令和 2)	欧州グリーンディール 「循環経済行動計画」の発表 持続可能な製品の推進、廃棄物削減、消費者のエンパワーメントを柱とする行動計画	レジ袋有料化義務化の開始 プラスチック製買物袋の有料化を義務付け
2021 (令和 3)		
2022 (令和 4)	第 5 回国連環境総会（UNEA-5.2）決議採択 プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の作成に向けた政府間交渉委員会を設置	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック新法）の施行 製品の設計からプラスチック廃棄物の処理まで、ライフサイクル全体での資源循環の取組を促進し、ワンウェイプラスチック⁹の使用削減、分別回収・リサイクルを推進
2023 (令和 5)	プラスチック汚染に関する国際文書（INC）の政府間交渉委員会会合の開催 法的拘束力のある国際文書の策定に向けた交渉	
2024 (令和 6)		第五次循環型社会形成推進基本計画の策定 2050 年カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーへの移行、適正処理のさらなる推進と環境再生を柱とする計画
2025 (令和 7)		資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の改正 製造事業者に対し、特定製品（プラスチック製品、EV 用蓄電池など）への再生材利用義務化、環境配慮設計の促進等を導入し、サーキュラーエコノミーへの移行を加速 資源循環の促進のための再資源化事業などの高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）の施行 廃棄物処理業者による再資源化事業の高度化を促進し、質の高い再生材の供給体制を構築

第2節 基本的な視点

本計画は、脱炭素社会¹⁰や自然共生社会¹¹の形成に向けた取組とも連携を図りながら、「自助」「共助」「公助」¹²の視点に基づき、サーキュラーエコノミーへの移行による循環型社会の形成を推進することにより、「安心して希望と活力に満ちた山口県」の実現を目指します。

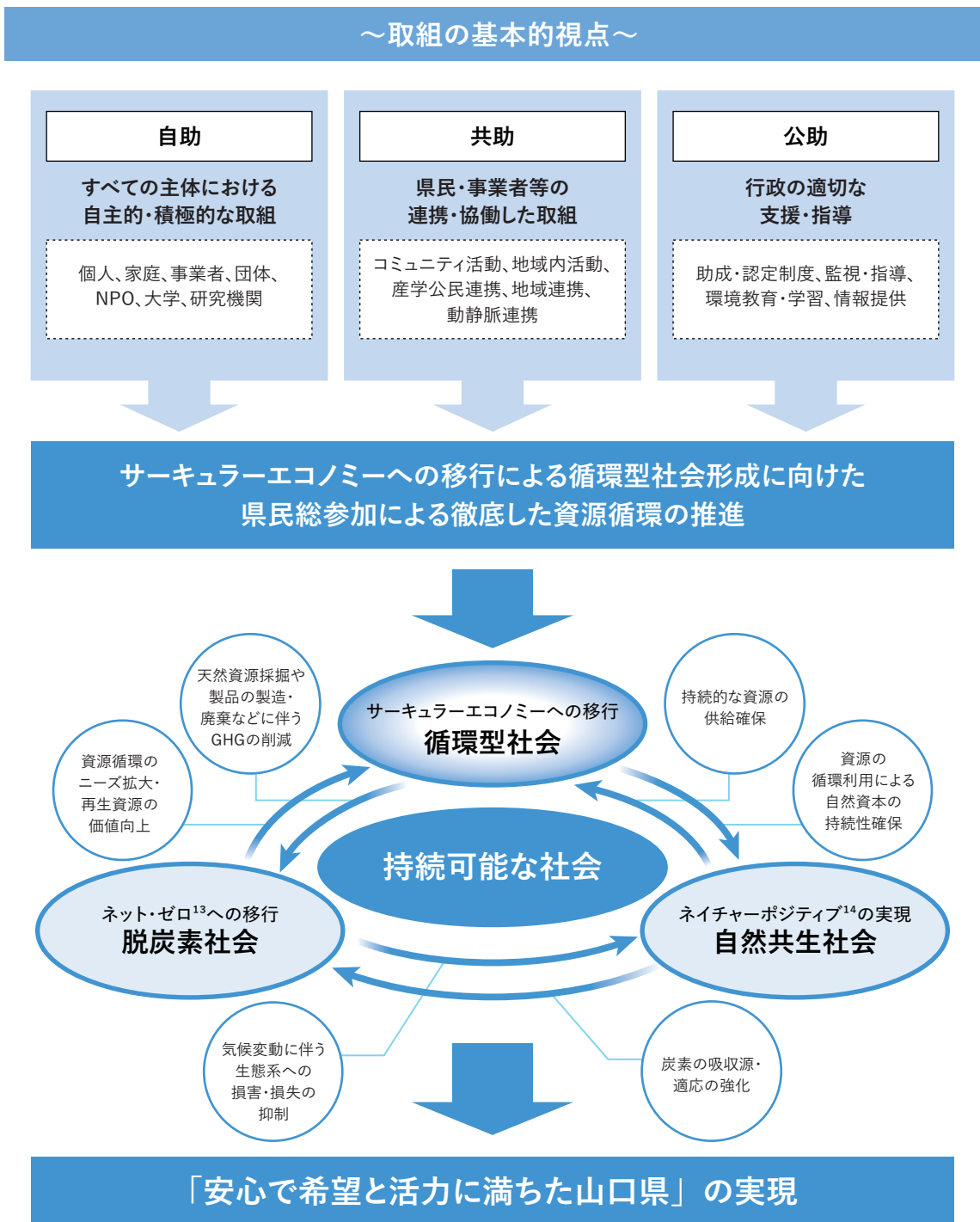


図 1-2-1 取組の基本的視点

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

用語解説

資料編

第3節 計画の位置付け

本計画は、循環条例第8条の規定に基づいて策定するとともに、国の廃棄物処理基本方針に即して、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく廃棄物処理計画として位置付けるものです。

また、国の循環計画や廃棄物・リサイクル関連法令の規定も踏まえて策定します。

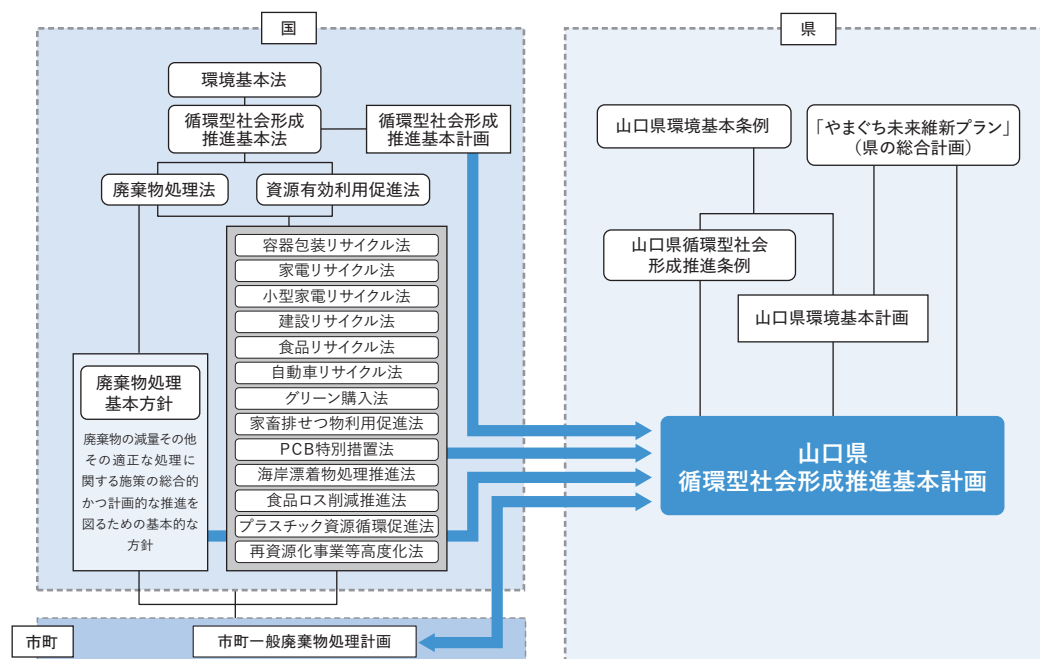


図 1-3-1 計画の位置付け

第4節 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

第5節 地域区分

本計画は、山口県内の全域を対象とします。一般廃棄物¹⁵に関する地域区分は、行政区域を基に処理実態等を考慮して7つの広域ブロックとし、産業廃棄物¹⁶に関する地域区分は、行政区域を基に人口規模等を考慮して6つの地域とします。

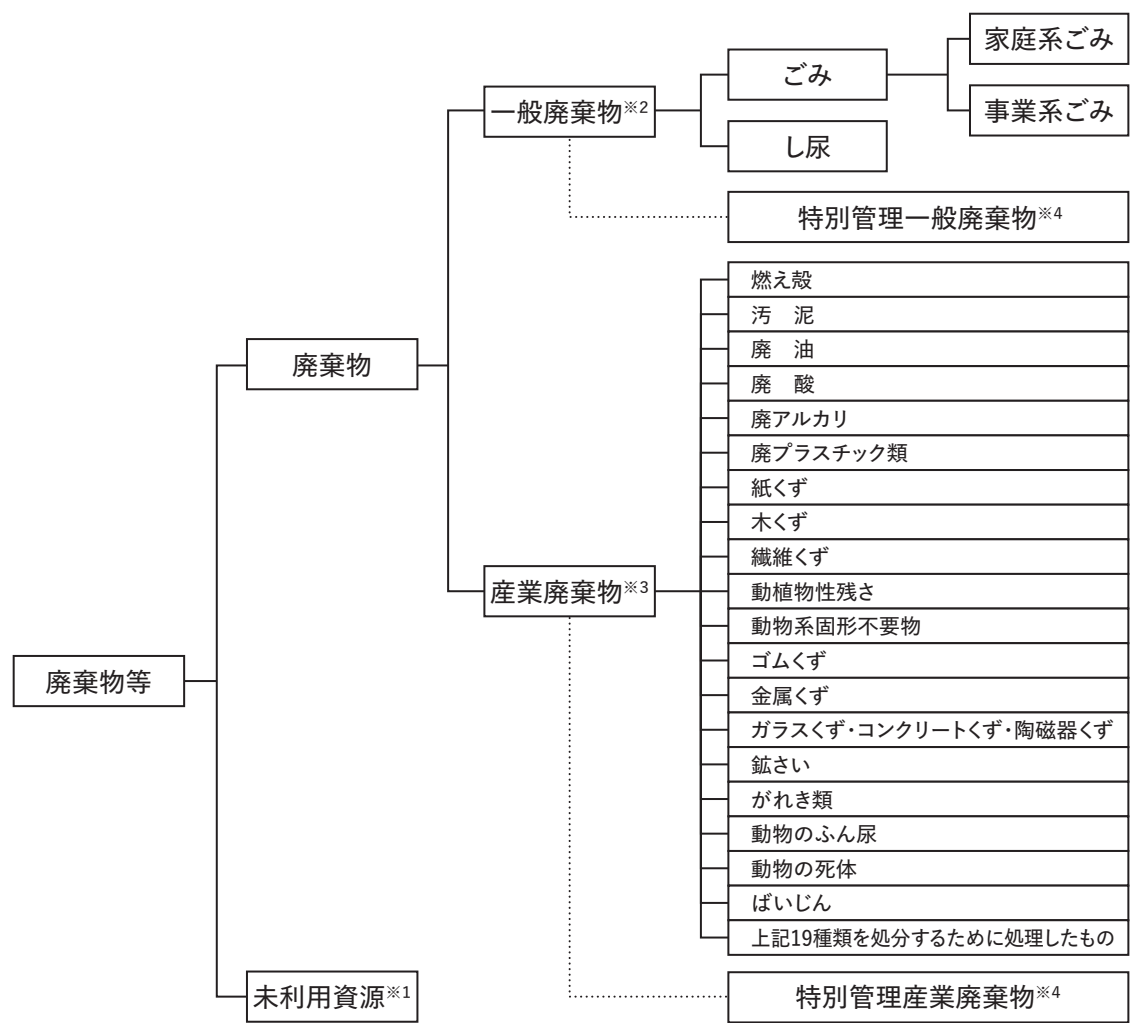
表 1-5-1 ブロック・地域区分

一般廃棄物 ブロック区分	産業廃棄物 地域区分	人口（人）	構成市町名
岩国	東部	127,394	岩国市、和木町
柳井		68,580	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南	周南	233,948	下松市、光市、周南市
山口・防府	山口・防府	301,214	山口市、防府市
宇部・小野田	宇部・小野田	234,349	宇部市、美祢市、山陽小野田市
下関	下関	240,851	下関市
長門・萩	長門・萩	73,265	萩市、長門市、阿武町
合計		1,279,601	13市6町

（出典）「人口移動統計調査（山口県）」（令和6年10月1日現在の人口）

第6節 対象とする廃棄物等

本計画の対象とする廃棄物等は、循環条例第2条第2項に規定する「廃棄物等」とします。「廃棄物等」には、廃棄物のほかに、竹材や間伐材等の林地残材、工場の製造過程で生じる副産物などの「未利用資源」を含みます。



※ 1) 使用済みもしくは未使用で収集・廃棄された品物又は人の活動に伴って副次的に得られた物品で、現に使用されているものを除く。
※ 2) 産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物は、さらに「ごみ」、「し尿」に分類される。また、「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」と商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類される。
※ 3) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「燃え殻」、「汚泥」など廃棄物処理法及び同法施行令で定められた 20 種類の廃棄物。
※ 4) 「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する一般廃棄物又は産業廃棄物。

図 1-6-1 計画の対象とする廃棄物等